



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

条 例

- 沖縄県知事及び副知事の給与の特例に関する条例（人事課）…………… 3
- 沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（人事課）…………… 4
- 沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例及び沖縄県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（人事課）…………… 35
- 沖縄県部等設置条例の一部を改正する条例（行政管理課）…………… 37
- 沖縄県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（道路管理課）…………… 39
- 沖縄県水道料金徴収条例の一部を改正する条例（企業局総務企画課）…………… 46
- 沖縄県警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例（警察本部警務課）…………… 47

規 則

- 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則（人事課）…………… 47

企業局事項

- 沖縄県企業職員給与規程の一部を改正する規程…………… 56

病院事業局事項

- 沖縄県病院事業企業職員給与規程の一部を改正する規程…………… 59

公安委員会事項

- 沖縄県警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則…………… 75

人事委員会事項

- 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則…………… 75
- 初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則…………… 106
- 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則…………… 108

公布された条例のあらまし

- 沖縄県知事及び副知事の給与の特例に関する条例（条例第33号）
 - 1 令和6年1月1日から同年3月31日までの間における知事及び副知事の給料月額を減額して支給することとし、その措置に関し必要な事項について定めることとした。（第1条及び第2条）
 - 2 この条例は、令和6年1月1日から施行することとした。（附則）
- 沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（条例第34号）
 - 1 沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号）の一部を次のように改正することとした。
 - <第1条>
 - (1) 初任給調整手当について、医師及び歯科医師に対する支給月額の限度額を引き上げる。（第11条関係）
 - (2) 期末手当について、定年前再任用短時間勤務職員に対する12月期の支給割合を100分の70（特定幹部職員にあっては、100分の60）に引き上げる。（第27条関係）
 - (3) 勤勉手当について、12月期の支給割合を100分の107.5（特定幹部職員にあっては、100分の127.5）に引き上げる。また、定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当について、12月期の支給割合を100分の50（特定幹部職員にあっては、100分の60）に引き上げる。（第28条関係）
 - (4) 全ての給料表の給料月額を改定する。（別表第1から別表第6まで関係）
 - 2 沖縄県職員の給与に関する条例の一部を次のように改正することとした。<第2条>

- 2 子ども生活福祉部の分掌する事務のうち「平和に関する事項」を知事公室に、「介護に関する事項」を保健医療部に移管し、子ども生活福祉部を生活福祉部に、保健医療部を保健医療介護部に改称することとした。(第2条及び第3条関係)
- 3 子ども未来部においては、次に掲げる事項を分掌することとした。(第2条及び第3条関係)
 - (1) 子ども及び若者の福祉に関する事項
 - (2) 女性の福祉及び男女共同参画に関する事項
 - (3) 人権に関する事項
- 4 知事公室、企画部及び商工労働部の分掌する事務を整備することとした。(第3条関係)
- 5 この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。(附則第1項)
- 6 1に伴い、沖縄県交通安全対策会議条例等について、所要の改正を行うこととした。(附則第2項から第4項まで)

○ 沖縄県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例(条例第37号)

- 1 道路占用料の額を改めることとした。(別表関係)
- 2 この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。(附則第1項)
- 3 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。(附則第2項及び第3項)
- 4 この条例の施行に伴い、沖縄県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例(平成26年沖縄県条例第70号)及び沖縄県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例(令和2年沖縄県条例第56号)の一部を改正することとした。(附則第4項及び第5項)

○ 沖縄県水道料金徴収条例の一部を改正する条例(条例第38号)

- 1 水道料金の額を改めることとした。(第3条関係)
- 2 水道料金の額の特例を定めることとした。(附則第2項関係)
- 3 その他所要の改正を行うこととした。(附則第2項から第5項まで関係)
- 4 この条例は、令和6年10月1日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄県警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例(条例第39号)

- 1 警察官以外の職員の定員を改めることとした。(第2条関係)
- 2 この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。(附則)

条 例

沖縄県知事及び副知事の給与の特例に関する条例をここに公布する。

令和5年12月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第33号

沖縄県知事及び副知事の給与の特例に関する条例

(沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例の特例)

第1条 令和6年1月1日から同年3月31日までの間においては、沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例(昭和47年沖縄県条例第96号)第1条に規定する知事及び副知事に

4 次に掲げる条例の規定中「子ども生活福祉部」を「こども未来部」に改める。

(1) 沖縄県子ども・子育て会議設置条例（平成25年沖縄県条例第63号）第8条

(2) 沖縄県青少年保護育成審議会設置条例（平成27年沖縄県条例第40号）第8条

沖縄県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第37号

沖縄県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

沖縄県道路占用料徴収条例（昭和47年沖縄県条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第2条関係）

占用物件		単位	占用料				
			所在地				
			第1級地	第2級地	第3級地	第4級地	第5級地
法第32条 第1項第 1号に掲 げる工作 物	第1種電柱	1本につき1 年	1,900	800	570	480	430
	第2種電柱		2,900	1,200	870	730	670
	第3種電柱		3,900	1,700	1,200	990	900
	第1種電話柱		1,700	710	510	430	390
	第2種電話柱		2,700	1,100	810	680	620
	第3種電話柱		3,700	1,600	1,100	940	850

	その他の柱類		170	71	51	43	39
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	17	7	5	4	4
	地下に設ける電線その他の線類		10	4	3	3	2
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	1,600	700	490	420	380
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	1,000	430	300	260	230
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	3,400	1,400	1,000	850	780
	郵便差出箱及び信書便差出箱		1,400	600	420	360	330
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	30,000	4,800	1,800	870	590
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	3,400	1,400	1,000	850	780
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	71	30	21	18	16
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		100	43	30	26	23
	外径が0.1メートル以上0.15メートル		150	64	45	38	35

		未満のもの							
		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			200	86	61	51	47
		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			300	130	91	77	70
		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			400	170	120	100	93
		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			710	300	210	180	160
		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			1,000	430	300	260	230
		外径が1メートル以上のもの			2,000	860	610	510	470
法第32条 第1項第 3号に掲 げる施設	自動 運行 補助 施設	法第2条 第2項第 5号に規 定する自 動運行装 置による 検知の対 象として 設置する 導線その 他の線類	地下に設 けるもの	長さ1メー トルにつき1年	10	4	3	3	2
			その他の もの		34	14	10	9	8
		道路の構造又 は交通の状況		1本につき1 年	2,700	1,100	810	680	620

	を表示する標示柱その他の柱類							
	その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,700	710	510	430	390
		地下に設けるもの		1,000	430	300	260	230
	その他のもの			3,400	1,400	1,000	850	780
法第32条第1項第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	3,400	1,400	1,000	850	780
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額					
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額				
		階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額				
	上空に設ける通路			15,000	2,400	900	430	290
	地下に設ける通路			9,000	1,500	540	260	180
	その他のもの			3,400	1,400	1,000	850	780
	法第32条第1項第6号に掲げる施設			祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	300	48	18	9
			占用面積1平方メートルにつき1日					

		その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	3,000	480	180	87	59
政令第7条第1号に掲げる物件	看板 (アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	3,000	480	180	87	59
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	30,000	4,800	1,800	870	590
	標識		1本につき1年	2,700	1,100	810	680	620
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	300	48	18	9	6
		その他のもの	1本につき1月	3,000	480	180	87	59
	幕(政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	300	48	18	9	6
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	3,000	480	180	87	59
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	30,000	4,800	1,800	870	590

		その他のもの		15,000	2,400	900	430	290
政令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルにつき1年	3,400	1,400	1,000	850	780
政令第7条第3号に掲げる施設				Aに0.031を乗じて得た額				
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1月	3,000	480	180	87	59
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				340	140	100	85	78
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.008を乗じて得た額	Aに0.009を乗じて得た額	Aに0.012を乗じて得た額	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.017を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.017を乗じて得た額				
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの		Aに0.004を乗じて得た額				
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額				
		階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額				
その他のもの		Aに0.025を乗じて得た額						

政令第7条第9号に掲げる施設	建築物	Aに0.01を乗じて得た額	Aに0.012を乗じて得た額	Aに0.015を乗じて得た額	Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.022を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.007を乗じて得た額	Aに0.009を乗じて得た額	Aに0.011を乗じて得た額	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.015を乗じて得た額
政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	Aに0.01を乗じて得た額	Aに0.012を乗じて得た額	Aに0.015を乗じて得た額	Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.022を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに0.022を乗じて得た額				
	その他のもの	Aに0.031を乗じて得た額				
政令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.025を乗じて得た額				

別表備考第2号(2)中「北中城村」の次に「、中城村」を加え、同号(3)中「糸満市」を「名護市、糸満市」に改め、「、中城村」を削り、同号(4)中「、名護市」を削る。

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に徴収すべき占用料について適用し、施行日前に徴収すべき占用料については、なお従前の例による。
- この条例の施行の際現に道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項又は第3項の規定による許可（以下「許可」という。）を受けて占用している物件（施行日において許可に係る期間が更新された物件を含む。以下「既存占用物件」という。）の施行日以後の占用期間（以下「継続占用期間」という。）に係る占用料の額は、当該既存占用物

件（沖縄県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（平成26年沖縄県条例第70号）附則第3項又は沖縄県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（令和2年沖縄県条例第56号）附則第3項の規定の適用を受ける既存占有物件を除く。）について、改正後の別表の規定により算定される占用料の額が次の各号に掲げる年度の区分に応じて算定した額を超えるときは、当該各号により算定した額とする。

(1) 令和6年度 当該既存占有物件の継続占有期間について改正前の別表の規定により算定した額に1.2を乗じて得た額

(2) 令和7年度以降の年度 当該既存占有物件に係る前年度の占用料の額に1.2を乗じて得た額

（沖縄県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の一部改正）

4 沖縄県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（平成26年沖縄県条例第70号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「沖縄県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（令和2年沖縄県条例第56号）」を「沖縄県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（令和5年沖縄県条例第37号）」に改める。

5 沖縄県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（令和2年沖縄県条例第56号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「改正後の別表」を「沖縄県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（令和5年沖縄県条例第37号）による改正後の別表」に改める。

沖縄県水道料金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第38号

沖縄県水道料金徴収条例の一部を改正する条例

沖縄県水道料金徴収条例（昭和47年沖縄県条例第48号）の一部を次のように改正する。

第3条中「102円24銭」を「135円70銭」に改める。

附則第2項から第5項までを削り、附則第1項の次に次の1項を加える。